

平成27年度廃棄物対策・浄化槽推進関係 概算要求の概要

【単位：百万円】

○循環型社会の実現

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ○ダイオキシン削減対策総合推進費 | 4 (4) |
| ○廃棄物処理等に係る情報提供経費 | 1 1 (1 1) |
| ○循環型社会形成推進交付金
<うち復興特会計上分(*)> | 7 8 , 5 1 9 (5 2 , 9 6 7)
1 5 , 7 8 9 (1 0 , 2 3 1) |
| ○災害等廃棄物処理事業費補助金 | 2 0 0 (2 0 6) |
| ○浄化槽情報基盤強化推進事業費 | 1 6 (1 6) |
| ○し尿処理システム国際普及推進事業費 | 1 5 (1 5) |
| 新 ○東京オリンピックを契機とした一般廃棄物の統一分別ラベル導入検討事業 | 3 0 (0) |

○東日本大震災からの復旧・復興

- | | |
|---|---------------------------------|
| 新 ○大規模災害発生時における廃棄物処理体制検討事業 | 4 8 9 (0) |
| <東日本大震災復興特別会計> | |
| ○災害等廃棄物処理事業費補助金(*) | 1 , 2 0 0 (2 1 , 2 2 3) |
| ○災害廃棄物処理代行事業(*) | 1 0 , 7 3 4 (2 , 3 5 6) |
| ○放射性物質汚染廃棄物処理事業(*) | 1 5 0 , 5 3 5 (1 3 3 , 0 1 2) |
| ○事故由来放射性物質に汚染された一般廃棄物処理施設の解体・整備作業マニュアル策定事業(*) | 3 5 (4 0) |

○低炭素社会の実現

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| <エネルギー対策特別会計> | |
| ○廃棄物発電の高度化支援事業 | 2 1 8 (1 0 2) |
| ○廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業 | 2 5 0 (2 5 0) |

(注) (*) を付した事業は、東日本大震災復興特別会計において、復興庁一括計上の事業として要求

循環型社会形成推進交付金

平成27年度要求額 68,419百万円(44,546百万円)
うち復興特会 15,789百万円(10,231百万円)

- 市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための重要なインフラである廃棄物処理施設の整備を支援。
- 更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化に資する施設の改良・改造による長寿命化の取組を重点的に支援。
- 東日本大震災の教訓を踏まえるとともに、今後想定される大規模災害（首都直下地震、南海トラフ巨大地震）に備え、地域の防災拠点となり得る廃棄物処理施設の整備を戦略的に支援。

ダイオキシン対策により整備した施設の多くが老朽化（全国1,188施設のうち築20年超：461施設、築30年超：130施設、築40年超：2施設）し、地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大の恐れ。

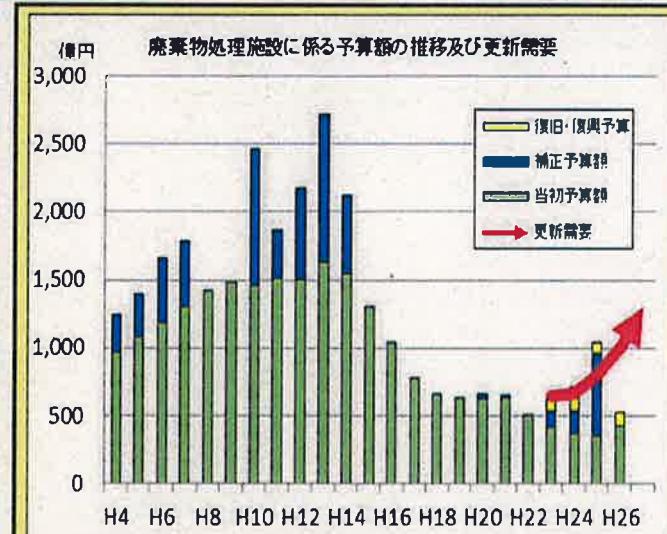


今後想定される首都直下地震、南海トラフ巨大地震における災害廃棄物の円滑な処理のため、強靭な廃棄物処理体制の確保が急務。
※「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の結果」（平成26年4月 國土強靱化推進本部）

○ごみ焼却施設における災害時自立稼働率
⇒現状(H25)：27%



- 老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新を行う一方、施設の改良、改造による長寿命化を図ることで、地域における安全・安心を確保。
- 災害時においても施設の処理能力を確保するなど防災拠点として整備することにより、迅速な復旧・復興を可能とする。



【交付先】

・特定被災地方公共団体以外の市町村（一般会計）

・特定被災地方公共団体の市町村（復興特会）

【交付対象施設】

ごみ焼却施設、最終処分場、浄化槽、既存施設の基幹的設備改良事業、等

【交付率】

交付対象経費の1／3。ただし、一部の先進的な施設及び防災拠点施設については1／2。

東京オリンピックを契機とした一般廃棄物の統一分別ラベル導入検討事業

平成27年度要求額
30百万円（0百万円）

事業目的・概要等

背景・目的

- 東京オリンピックでは国内のみならず、海外から多くの観光客が日本を訪れ、東京大会会場等にて大量の廃棄物が排出される。
- 環境にやさしいオリンピック、そして環境都市東京を実現するためには、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の促進が必須である。
- 特に日本とは異なる廃棄物処理が行われている地域の外国人にも親しみやすい3 Rを促進していくことが重要。
- 東京都市圏におけるリサイクルを考慮したわかりやすい分別収集ラベルの導入を検討することを目的とする。

➡ 地域毎に一般廃棄物の分別の種類に差異があるため、徹底した分別が図られていない場合がある。そこで、東京オリンピックを契機として、さらなる一般廃棄物の排出量の削減及び再資源化率向上のためにも、わかりやすい統一された分別ラベルが必要。

事業概要

- (1) 国内の大都市における一般廃棄物の分別状況等に関する調査業務（2百万円）
- (2) 海外における特徴的な地域における廃棄物の分別状況や分別に対する意識等に関する調査業務（12百万円）
- (3) ラベル等のデザインに関する先進事例調査及び有識者ヒアリング（10百万円）
- (4) 作成されたラベル等の利用者の認知度を高めるための具体的な手法の検討（6百万円）

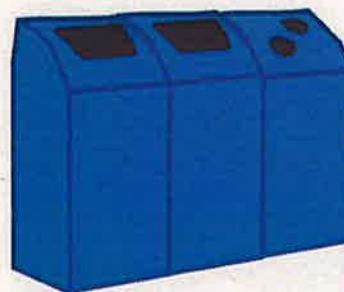
イメージ

普及・啓発

ラベルの作成

課題の整理

- わかりやすい分別収集ラベルのデザインを検討する。
- 国内外における特徴的な事例を整理し、分別方法の一般化を検討する。



(参考)東京都荒川区の分別表

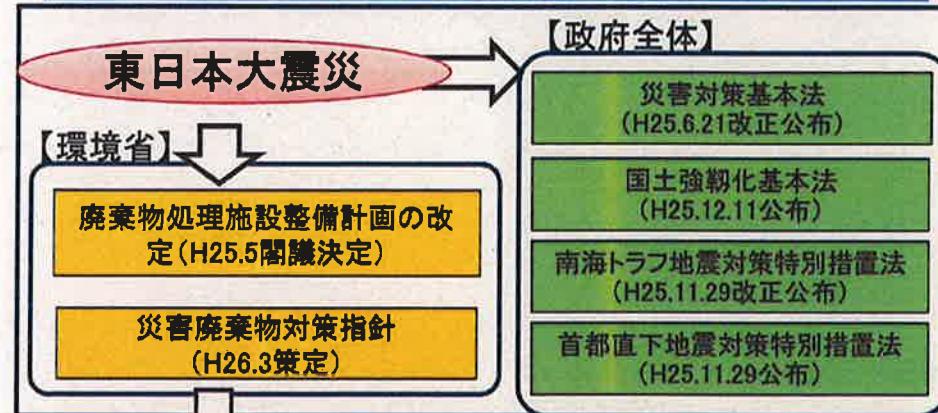
期待される効果

- 国内における3 Rのさらなる促進が図られる。徹底した3 Rの啓発活動等への利用も可能。
- 海外に向けて、日本の優れた3 R技術等をアピールできる。

大規模災害発生時における廃棄物処理体制検討事業

平成27年度要求額
489百万円(0百万円)
支出予定先:民間団体等

東日本大震災以降の動き



■巨大地震発生時における災害廃棄物対策の総合的対策(平成25年度補正予算240百万円)
平成25年度に南海トラフ巨大地震等における災害廃棄物発生量等の推計及び今後の取組みの方向性・具体的な課題を中間的にとりまとめた“巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて”を策定。

平成26年度はグランドデザインの具体化に取り組み、全国単位で巨大災害廃棄物対策チームを構築するとともに、地域ブロック単位で国・地方公共団体・民間事業者が参加する協議の場を設置する。さらに、巨大災害発生時の災害廃棄物対策に関する行動指針の策定や災害廃棄物処理に必要な法制度に関する検討等を行う。

平成27年度の事業内容

- (1) 大災害時における災害廃棄物処理体制の構築
 - ・平成26年度に策定する「巨大災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を踏まえ、全国単位、地域ブロック単位で災害廃棄物処理体制の構築を進める。また、巨大災害廃棄物対策チームの増強及び連携強化を進める。
 - ・災害廃棄物処理に係る知見やノウハウ、教訓等をアーカイブ化し、情報発信するとともに、自治体等の担当者に対する教育プログラムの構築を検討する。
- (2) 災害廃棄物処理体制に係る検討体制の強化
 - ・地方公共団体、民間事業者等が協議の場において、各地域ブロックで幅広い関係者との連携・協力を図りつつ、実効性の高い行動計画を作成するため、協議・とりまとめを行う。
- (3) 制度的な対応等について
 - ・災害廃棄物の円滑な処理を行うため、必要となる法令等を含めた制度的な対応について検討を行う。
- (4) 災害対応強化に向けた取組の啓発
 - ・災害廃棄物対策に関する取組の情報発信や啓発するための活動を実施する。

想定される巨大災害被害

事前に備えるべき目標

大規模災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

回避すべき起こってはならない事態

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

プログラムの推進方針

- 廃棄物処理に係る災害発生時の対応を強化するための施設整備について検討する。
- 広域的な対応体制の整備及び備蓄倉庫・資機材等の確保を効率的かつ円滑に進めるための所要の検討を行う。
- 二次災害防止のための有害物質対策や廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発等の業務を通じた廃棄物処理システムの強化を検討する。等

(国土強靭化基本計画(H26.6閣議決定))

国土強靭化において災害廃棄物対策が重要な施策に位置づけされている。

巨大災害の発生に向けた対策のあるべき方向と具体的な取組みの基本的方向性

巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン(中間的なとりまとめ)より

膨大な災害廃棄物の円滑な処理の確保

- 膨大な災害廃棄物の円滑な処理に向けた処理体制の確保(仮置場、既存施設の早期復旧及び受入れ、仮設処理施設(前処理のための破碎・選別施設を含む)や最終処分場の整備、広域連携、復旧・復興事業の再生資源の活用など)
- 災害廃棄物処理計画に基づく進捗管理(発災後の発生量推計と精度向上、処理体制・期間の設定など) など

東日本大震災の教訓を踏まえた、発災前の周到な事前準備と発生後の迅速な対応

- 国、都道府県、市町村、民間団体等の連携・協力体制の構築と事前準備
- 必要な車両、施設、資機材、人材のリストアップと関係機関間の連携強化、 など

衛生状態の悪化・環境汚染の最小化による国民の安全・健康の維持

- 仮置場の二次災害の防止、発災直後のし尿や廃棄物による衛生環境の悪化防止、危険物・有害物質対策 など

強靭な廃棄物処理システムの確保と資源循環への貢献

- 既存施設の防災拠点化(耐震化等の強靭化やエネルギー共有の拠点)と最大活用
- 民間事業者(産業廃棄物処理業者、建設業者、製造業者など)の積極利用
- 分別・再生利用による廃棄物処理システムの負荷の低減と迅速化 など

大規模広域災害を念頭に入れた、バックアップ機能の確保

- ライフライン機能や交通網の遮断に備えた燃料・電気・水等のバックアップ機能の確保
- 車両・施設・資機材の供給体制の確保 など

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業

平成27年度要求額 1,200,000千円
(平成26年度予算額21,223,061千円)

市町村(一部事務組合を含む)がその事務として行う災害により必要となった廃棄物の処理等に係る事業について、要した経費の一部を補助することで生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図ることを目的とする。

	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災		
対象	被災市町村	被災市町村	特定被災地方公共団体	特定被災区域	左記以外
国庫補助率	1/2	1/2	対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助 ・標準税収入の10／100以下の部分は、その額の50／100 ・標準税収入の10／100を超える20／100以下の部分は、その額の80／100 ・標準税収入の20／100を超える部分は、その額の90／100	1/2	1/2
グリーン ニューディール 基金	—	—	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用いた国の実質負担額を平均95%とする。	—	—
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について交付税措置	震災復興特別交付税により全額措置	同左	同左

通常の災害廃棄物処理については必要経費の1/2を補助しているが、今回の震災は阪神淡路大震災よりも規模が大きく被害も広範囲に及び、県が災害救助法に基づき実施する災害救助と並行して一体的に処理を進めていくことが必要な状況にあることを踏まえ、特例として災害救助法の負担率を勘案した嵩上げ及びグリーンニューディール基金を活用することで、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図る。

災害廃棄物代行処理

平成27年度予算要求額 10,734百万円(2,356百万円)

- 「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき、市町村の長からの要請があり、その必要性が認められるときは、国が市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。
- 仮置場への収集・運搬は、すでに各市町による作業が進んでいるため、可燃物の焼却等を国が代行する。

相馬市・新地町

- 平成24年3月に代行処理要請を受領。
- 相馬市に仮設焼却炉3基(約570t／日)を設置し、新地町の災害廃棄物も併せて処理を行う。
- 平成25年2月から相馬市、11月から新地町の災害廃棄物の焼却処理を実施中(新地町分は平成26年3月14日に処理完了)



仮設焼却炉(平成25年2月、相馬市)

広野町

- 平成25年1月23日に代行処理要請を受領。
- 平成26年1月31日に仮設減容化処理施設建設予定地の森林伐採工事を完了し、敷地内の造成工事を実施中。
- 現在、岩沢地内の町有地における仮設減容化処理施設の設置に向けて手続・建設工事準備中。平成27年度から処理開始予定。

南相馬市

- 対策地域外の可燃物について、平成26年3月7日に代行処理要請があり、3月12日に市へ実施通知書を発出。
- 今後仮設焼却炉の設置を進め、平成28年4月から処理開始予定。

放射性物質汚染廃棄物処理事業

平成27年度概算要求額 150,535百万円(133,012百万円)

○対策地域内廃棄物の処理



- 汚染廃棄物対策地域(旧警戒区域及び旧計画的避難区域等)の災害廃棄物等(対策地域内廃棄物)は、環境省が直轄で処理を行う。
- 仮置場、仮設処理施設を整備し、順次処理を行う。
- 平成25年12月26日に改定した対策地域内廃棄物処理計画を踏まえ、帰還の妨げになる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先目標とし、処理を加速化する。

<汚染廃棄物対策地域内災害廃棄物の仮置場における処理状況>



南相馬市 塚原仮置場
(H25年7月撮影)



浪江町 棚塩第一仮置場
(H25年12月撮影)

○指定廃棄物の処理

- 放射性物質による汚染状態が基準(8千Bq/kg)を超えるもの(指定廃棄物)については、国がその処理を行う。
- 焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。
- 分散保管されている指定廃棄物を集約して処理するため、処分施設を整備する。

減容化事業の例



福島市・堀河町終末処理場
下水汚泥仮設減容化施設

福島県県中浄化センター(郡山市)における下水汚泥焼却事業

○農林業系廃棄物の処理

- 市町村等による8千Bq/kg以下の農林業系廃棄物処理を支援。
- 補助対象者:市町村等
- 補助率:1／2



牧草ロールの収集

事故由来放射性物質に汚染された一般廃棄物 処理施設の解体・整備作業マニュアル策定事業

平成27年度要求額

35,385千円(39,720)

民間団体への委託事業

背景

- 事故由来放射性物質に汚染された廃棄物(以下、「汚染廃棄物」という。)の処理を行った廃棄物処理施設の解体・整備を行う際は、作業者のより一層の安全確保を目指し、作業の際の留意点を明確化する必要がある。
- 福島県内の対策地域内廃棄物や除染廃棄物等の放射性物質汚染廃棄物を処理するための仮設炉等が今年度以降設置され、その解体は設置後数年の間に行われる予定である。

施設の維持管理や施設の解体時における作業従事者の作業環境の安全性の向上を目指し、廃棄物処理施設内部の放射性物質の挙動を把握するための調査、マニュアルの策定及び安全対策等に関する適切な情報の提供が必要である。

事業内容

- ① 汚染廃棄物の処理を行った廃棄物処理施設の事故由来放射性物質による汚染状況の把握
- ② 廃棄物処理施設の解体・整備作業マニュアルの策定
- ③ 廃棄物処理施設の適切な解体・整備に向けた普及啓発

→ 廃棄物処理施設内部の放射性物質の挙動を把握し、廃棄物処理施設の解体・整備作業マニュアルを策定した上で、解体を行う事業者等に対して普及啓発等を行うことによって、適切な解体・整備作業を確保する。



焼却炉の解体の様子



廃棄物発電の高度化支援事業

平成27年度要求額
218百万円（102百万円）

事業目的・概要等

背景・目的

- 東日本大震災以降、エネルギー戦略の見直しが求められており、分散型電源かつ安定供給可能な廃棄物発電の果たす役割への期待は大きい
- 一方で、廃棄物焼却施設における発電効率が諸外国に比べて低いなど、ポテンシャルを十分に發揮できていない
- 地域のエネルギーセンターとして機能を高めるには、電力システム改革に対応し、廃棄物発電による電力供給を安定化・効率化する新たなスキームの構築が必要

→ 廃棄物系バイオマスの利活用や再生可能エネルギー供給の促進を図るには、廃棄物発電の高度化が必要

事業概要

- (1) 廃棄物発電の増強方策の検討・実証
- (2) 廃棄物発電のネットワーク化 FS事業
- (3) 地域特性に応じた廃棄物系バイオマスの利活用システム検討と導入マニュアル作成
- (4) 3つのガイドライン※の導入支援

※市町村の廃棄物処理システムの合理性・効率性を確認するためのツール

「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」

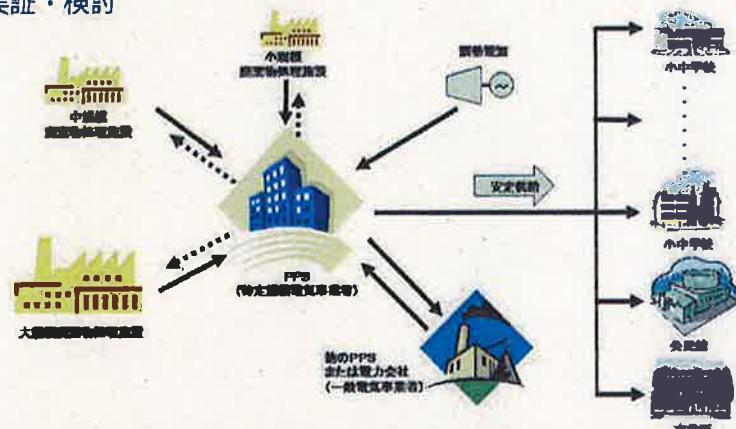
イメージ

高度化の実施

市町村の支援

方策・ツールの検討

- 廃棄物発電の増強に有効な方策・ツールを実証・検討



廃棄物発電のネットワーク化

事業スキーム

委託対象：民間事業者

実施期間：H25～H28

期待される効果

- 廃棄物分野における資源循環、再生可能エネルギーの導入が促進される
- 温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減が図られる



廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業

平成27年度要求額
250百万円（250百万円）

事業目的・概要等

背景・目的

- 再生可能エネルギーは、平成24年7月に開始した固定価格買取制度(FIT)の導入に伴い、全国各地で事業化が進展。
- 特に、短期間で事業化が可能な太陽光発電は遊休地などで大規模事業（メガソーラー）が展開。
- 埋立てが終了した廃棄物最終処分場等については、1000万kW以上の導入ポテンシャルが存在しているものの、導入事例は限られている。
- このため、廃棄物の適正処分を確保しつつ、地域のエネルギーセンターとしての有効活用を全国で展開していくための方策を検討・実証する。

事業概要

- (1) 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入実現可能性調査（50百万円）
- (2) 先進的設置・維持管理技術導入実証補助（150百万円）
- (3) 廃棄物埋立処分場等設置型太陽光発電の安定運用検討（50百万円）

事業スキーム

- (1) 委託対象：地方公共団体及び民間団体
実施期間：平成26年度～平成28年度
- (2) 補助対象：地方公共団体及び民間団体
補助割合：最大1/2
実施期間：平成26年度～平成28年度
- (3) 委託対象：民間団体
実施期間：平成26年度～平成28年度

イメージ

- 埋立てが完了又は一部終了した一廃・産廃処分場や支障除去が完了した土地に太陽光発電を設置し、売電収益は維持管理費用にも充当することで、低炭素社会と循環型社会を統合的実現を目指す。
- しかしながら、①維持管理対策（排水処理、ガス抜き等）への配慮、②廃棄物の自重による沈下に伴う発電の不安定化についての対策について検証が必要。
- このため、(1)調査段階、(2)導入段階、(3)運用段階での調査・実証を実施して、知見を蓄積する。



期待される効果

- 太陽光発電の導入ポテンシャルの徹底活用
- 用途が乏しい廃棄物処分場跡地等の有効活用